

鹿児島県環境影響評価条例の対象事業に太陽光発電事業を追加することについてのパブリック・コメントの結果

- 1 実施期間 令和2年2月17日（月）～3月16日（月）
- 2 意見の件数 2件（2名）
- 3 提出された意見の概要，それに対する県の考え方等

番号	意見の概要	県の考え方等
①	<p>国の環境影響評価法と同様に面積要件だけではなく，出力要件を含めるべきです。</p>	<p>太陽光発電事業については，事業区域の面積と出力は概ね比例関係にあることから，規模要件については，面積又は出力のいずれかとするのが適当であると考えています。</p> <p>環境省は，太陽光発電事業に伴う環境影響が土地造成等の面的開発に左右されることや，既に太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象事業に位置づけている地方公共団体のほとんどが規模要件の指標を面積としていることから，規模要件の指標を面積とすることが，環境影響の観点からは望ましいとしています。また，環境影響評価法の規模要件は出力としていますが，環境影響評価条例の規模要件を面積として，法と異なっても，それが，相互に補完し合い，環境影響評価を実施すべき事業を確実に対象に含めることが期待されるともしています。</p> <p>本県においても，太陽光発電事業については，鹿児島県環境影響評価条例に基づく土地の改変の事業の一つとして，環境影響評価の対象としてきたところですが，今回の同条例施行規則の改正により，対象事業に太陽光発電事業を追加し，その規模要件の指標を一団の土地の区域の面積とすることで，より幅広く環境影響評価の対象とすることとしています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方等
②	<p>太陽光発電は再生可能エネルギー普及のために重要なものだと思います。</p> <p>一方で、太陽光発電の敷地を確保するために、無秩序な土地開発が行われ、景観が破壊されたり、大雨時には土砂崩れによる災害が発生するなど、全国的にも多くの問題が生じています。</p> <p>利益ばかりを追い求める企業から鹿児島県の豊かな自然環境を守るためにも、すぐにでも太陽光発電を環境影響評価の対象にすべきだと思います。</p>	<p>太陽光発電事業については、国において、再生可能エネルギーの一つとして、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされています。</p> <p>その一方で、御意見のとおり、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などが生じている事例があることから、国は、令和元年7月に「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」を公布し、太陽光発電事業を令和2年4月1日から環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象事業とすることとしました。</p> <p>このことを踏まえ、本県においても、できる限り速やかに太陽光発電事業を鹿児島県環境影響評価条例の対象に追加する必要があると考えておりますが、太陽光発電事業を計画している事業者の事業計画に影響を及ぼすこととなるため、半年程度の周知期間を設け、令和2年10月から鹿児島県環境影響評価条例の対象事業とすることとしています。</p> <p>太陽光発電事業について、透明性の高い環境影響評価を実施することにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での再生可能エネルギーの健全な立地が促進されと考えています。</p>